

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		マンション除却組合の補償金支払計画の認可
根拠条例・規則等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律
条 項		第 1 6 3 条 の 3 4 第 1 項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 住宅政策課（電話：048－829－1518）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	・ 審査基準は、法第 1 6 3 条 の 3 7 の定めによる。
	設定等年月日	令和 8 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	4 5 日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。
	設定等年月日	令和 8 年 4 月 1 日設定
備 考		